

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和4年3月22日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(1期)〕（令和4年2月度）
対象期間：令和4年2月1日～令和4年2月28日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他（安定型混合物）	(t/月)
その他（管理型混合物）	(t/月)
その他（	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ピット
採取日	令和4年2月25日	令和4年2月25日	
検査結果が得られた日	令和4年3月2日	令和4年3月2日	
電気伝導率 ※2	15	61	
塩化物イオン ※2	7.5	83	
水素イオン濃度			
生物化学的酸素要求量			
化学的酸素要求量			
浮遊物質			
窒素含有量 ※3			
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年2月25日	令和4年2月25日	令和4年2月25日	令和4年2月25日	令和4年2月25日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和4年3月22日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型(2期)] (令和4年2月度)

対象期間： 令和4年2月1日～令和4年2月28日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	119.50 (t/月)
汚泥	63.91 (t/月)
廃プラスチック類	41.40 (t/月)
紙くず	4.25 (t/月)
木くず	0.77 (t/月)
繊維くず	4.80 (t/月)
動植物性残さ	21.51 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	8.49 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	45.03 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	46.43 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	42.82 (t/月)
その他(安定型混合物)	2.06 (t/月)
その他(管理型混合物)	257.31 (t/月)
その他(廃石綿等)	0.48 (t/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ]

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取場所	上流	下流
採取日	令和4年2月14日	令和4年2月14日
検査結果が得られた日	令和4年2月22日	令和4年2月22日
電気伝導率 ※2	25.1	7.98
塩化物イオン ※2	24	8
水素イオン濃度		7.2
生物化学的酸素要求量		3.8
化学的酸素要求量		38
浮遊物質		4
窒素含有量 ※3		7.6
異状の有無	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1		

施設の点検 [規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年2月14日	令和4年2月14日	令和4年2月14日	令和4年2月14日	令和4年2月14日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。